

事業所間連携加算について Q&A

1	事業所間連携加算とはなにか	セルフプランで2か所以上の事業所を併用する児童について、利用している事業所間で連携を図り、児童の状態や支援状況の共有等の情報連携を行った場合に評価を行う加算です。令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において新設されました。「セルフプラン」かつ「2か所以上」の事業所を併用する児童が対象になりますので、いずれかの条件から外れた場合は当加算の対象外になります。
2	コア連携事業所とはなにか	加算対象児の支援について、適切なコーディネートを進める中核となる事業所です。他の事業所と良好な関係を構築し、日常的な情報共有や会議の開催等における連絡調整を担うことが主な役割です。会議を開催した際には、その内容及び会議の中で整理された加算対象児の状況や支援に関する要点について記録し、他の事業所、市町村及び加算対象児の保護者に共有する必要があります。
3	コア連携事業所はどうやって選ぶのか	対象となる児童の保護者が、コア連携事業所になってもらいたいと考える事業所へ電話等で直接相談してください。制度上、上限額管理を行っている事業所、利用頻度が高い事業所がコア連携事業所となることが想定されています。
4	保護者が依頼した事業所が、コア連携事業所となることを承諾しない場合はどうすればいいか	その場合は、再度、保護者から他の事業所へ、コア連携事業所となってもらえないか、電話等で直接相談してください。
5	コア連携事業所が決定したあとの手続きとは	保護者による窓口での(様式1)事業所間連携加算(新規・変更)確認書（以下、「確認書」という。）の提出が必要です。保護者記入欄及びコア連携事業所記入欄に必要事項を記入し、子育て支援課へお電話又はweb(電子申込「通所受給者証申請予約」)にて予約の上、来所にて提出してください。加算算定に関する説明及び確認を行うため、所要時間は30分程度です。子育て支援課から保護者に対して、その場で確認書の写しを交付します。あわせて、保護者からの申し出があれば、子育て支援課から保護者に対して、直近に作成されたセルフプランの写しをその場で交付することも可能です。 保護者からの確認書を受理した日の、翌月1日付けでコア連携事業所としての適用を決定します。その後、子育て支援課からコア連携事業所に対して、確認書の写し及びセルフプランの写しを送付します。関係事業所への連絡はすべてコア連携事業所が行います。 なお、事業所間連携加算におけるコア連携事業所であることは、通所受給者証には記載されません。確認書の写しが加算算定対象である旨の証明となるため、事業所にて保管してください。
6	コア連携事業所が決定することでどんなメリットがあるか	支援の実施状況や心身の状況、生活環境等についての情報を共有する会議が開催されます。コア連携事業所及びその他の事業所は、情報連携を行ったことの評価として、報酬を得ることができます。保護者及び児童にとっては、複数の事業所間で児童の状況が共有され、包括的な援助を得ることができます。事業所にとっては、他事業所の個別支援計画で設定された支援目標についても把握することとなるので、児童にとってより効果的な支援を検討することが可能となります。
7	保護者は、必ずコア連携事業所となる事業所を探し、依頼しないといけないのか	あくまで、任意です。Q6で示したとおり、児童や児童に関係する保護者等の個人情報保護を保護者同意のもと複数の事業所間で共有する趣旨の加算です。支援状況や個別支援計画等について、事業所間の情報共有が行われることとなりますので、加算の活用については十分に検討した上で、判断してください。前述の支援を希望しない場合、コア連携事業所の決定に向けた対応の必要はありません。
8	事業所間連携会議には保護者が参加できるのか	また、コア連携事業所を決定しないことでの不利益等もありませんので、当加算の目的や内容を十分に確認した上での判断を重ねてお願いします。 会議開催趣旨に応じて、保護者が参加することは可能です。制度上、保護者の参加は必須ではありません。保護者に参加の意向がある場合は、コア連携事業所へ相談してください。コア連携事業所は、保護者から参加の意向を聞き得た場合、その必要性について検討し、保護者及び関係事業所と必要な連絡調整を図る必要があります。 なお、会議開催後、コア連携事業所が保護者に対し、会議内容を踏まえた相談援助を行うことが加算算定の要件となることから、会議への保護者の参加をもって相談援助を実施したこととならないよう、コア連携事業所は留意してください。
保護者向け		
9	コア連携事業所を変更したい場合はどうするか ex. 児童がコア連携事業所のサービス利用を終了することとなった/会議等十分に開催してもらえないことが不満等	確認書の提出が必要です。保護者記入欄及びコア連携事業所記入欄に必要事項を記入し、子育て支援課へ提出してください。変更に関する確認書の提出は、窓口への来所に限らず、郵送でも受け付けます。 なお、変更の際には、保護者から変更前のコア連携事業所に対して連絡を行うことを前提としているため、子育て支援課から変更前のコア連携事業所への通知は行いません。
10	コア連携事業所を解除したい場合はどうするか ex. 事業所間で情報共有しなくてもらう必要性がなくなった等	(様式2)事業所間連携加算(解除)確認書（以下、「(解除)確認書」という。）の提出が必要です。まずは、保護者からコア連携事業所へ連絡してください。(解除)確認書は、保護者が記入し、子育て支援課へ提出してください。提出方法は来所に限らず、郵送でも受け付けます。 なお、解除については、コア連携事業所及び関連事業所に対して、子育て支援課からの通知は行いません。

11	コア連携事業所以外の事業所に 変更が生じる場合はどうするか ex. コア連携事業所の利用は続 けつつ、もう 1 か所利用する事 業所が増えた/コア連携事業所 の他に通っていた事業所の利用 を終了し、また新しい事業所の 利用を開始した等	確認書の提出が必要です。 保護者記入欄及びコア連携事業所記入欄に必要事項を記入し、保護者またはコア連携事業所が子育て支援課へ提出してくださ い。変更に関する確認書の提出は、窓口への来所に限らず、郵送でも受け付けます。 なお、関係事業所に変更が生じる場合は、コア連携事業所がその他の関係事業所への伝達や連絡調整を行ってください。
12	通所受給者証の更新申請時、必 要な手続きがあるか	特にありません。 (解除)確認書の提出がない限りは、基本的に本加算算定対象となります。子育て支援課へ提出した確認書の写しは手元での保 管を継続してください。なお、通所受給者証には、本加算算定対象である旨の記載はありません。
事業所向け		
13	【コア連携事業所】加算算定要 件は	算定できる加算は「事業所間連携加算(Ⅰ)500単位(月 1 回を限度)」です。 なお、事業所間連携会議の内容等の要旨を(様式3)事業所間連携会議にかかる記録(報告書)(以下、「記録(報告書)」とい う。)を記入し、郵送等にて子育て支援課へ提出してください。各事業所の個別支援計画の写しも添付が必須となります。 様式の枠内に記載が困難な場合は、別紙での補足も可能です。 コア連携事業所からの提出がない場合、関連事業所による事業所間連携加算(Ⅱ)の算定も認められません。 請求については、記録(報告書)を提出した翌月以降可能となります。 ①事業所間連携会議の開催後に加算対象児の保護者に対して会議の中で整理された情報を踏まえた相談援助を行うこと ②事業所間連携会議の中で共有・整理された情報について、自事業所の従業者に情報共有を行い、当該情報を児童のその後の 支援に活かすとともに、必要に応じて個別支援計画を見直すこと 以上 2 点を完了した時点で初めて請求の要件を満たすこととなります。事業所間連携会議の開催のみをもって算定できる加算 でないことを理解の上、加算対象児及びその家族への支援に努める必要があります。 (参考) 「事業所間連携加算の創設と取扱いについて」 こども家庭庁支援局障害児支援課R6. 5. 2付事務連絡 https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/253aba4f-3ce0-4aa1-a777-3d42440f1ca2/bd6cbe5c/20240513_policies_shougaijishien_shisaku_hoshukaitei_92.pdf
14	【コア連携事業所】記録の作成 及び共有の期日は	会議開催から 1 か月を目途に行ってください。その上で、記録(報告書)及び各事業所の個別支援計画の写しを、請求月の前 月末日までに、郵送等にて子育て支援課へ提出してください。
15	【関係事業所】加算算定要件は	算定できる加算は「事業所間連携加算(Ⅱ)150単位(月 1 回を限度)」です。 ①事業所間連携会議への参加及びコア連携事業所への個別支援計画の提出 ②自事業所内での情報共有 上記 2 点の対応があれば、請求は可能です。それぞれ実施したことがわかるよう、記録を残してください。ただし、子育て支 援課に対し、コア連携事業所より記録(報告書)の提出がない場合は、事業所間連携会議の開催有無等が確認できないことか ら、請求が返戻となる場合があります。 (参考) 「事業所間連携加算の創設と取扱いについて」 こども家庭庁支援局障害児支援課R6. 5. 2付事務連絡 https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/253aba4f-3ce0-4aa1-a777-3d42440f1ca2/bd6cbe5c/20240513_policies_shougaijishien_shisaku_hoshukaitei_92.pdf
16	関係事業所が、連携加算算定を 前提とした連携自体に承諾しな い場合に、承諾する事業所のみ で連携する場合でも加算算定は 可能か	加算の趣旨を鑑み、高槻市としては「不可」とします。対象児童が利用するすべての事業所間で連携を行うことが制度創設の 前提にあると考えられ、関係事業所のうちの一部事業所のみ、事業所間連携加算を活用した支援を行うことが現時点では想定 されていません。保護者から加算を活用した連携の意向を聞き得た段階で、関係事業所の意向確認と事前の調整をあらかじめ 行った上で、確認書の作成・提出を行う等、加算を活用した連携の可否を判断していくこともコア連携事業所には求められる こととなります。
17	関係事業所が出席できない場合 の対応は	事業所間連携会議は、加算対象児が利用するすべての事業所が出席することが望ましいですが、やむを得ず欠席が生じる場合 にも、本加算の算定は可能とします。この場合であっても、事業所間連携会議の前後両方ともに、当該欠席する事業所と、加 算対象児及び事業所間連携会議に関する情報報共有及び連絡調整を行う必要があります。 コア連携事業所が作成し、子育て支援課へ提出する記録(報告書)には、不参加の事業所に対して会議開催前後に情報共有及び 連絡調整を行ったか確認する項目があります。そこに必要事項が記入されている場合は、事業所間連携加算(Ⅱ)の算定が可能 です。 なお、事業所と保護者との契約は継続していても、前回の連携会議の開催後1度も利用がない場合は、情報共有等の必要性が認 められないことから事業所間連携加算(Ⅱ)の算定は不可とします。
18	事業所間連携会議の開催は対面 に限定されるか	テレビ電話装置等を活用した開催としても差し支えありません。
19	事業所間連携会議の開催時間に 関する要件はあるか	会議の開催開始から終了までの時間について、上限下限はありません。コア連携事業所は、開催趣旨・内容に応じた適切な時 間設定を行ってください。
20	加算算定不可となるのはどう いった場合か	加算対象児が利用する事業所のすべてが同一法人により運営される場合には、本加算は算定できません。